

計画主体名	静岡県・川根町		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	100,000千円(50,000千円)
実施期間	H20		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	交流活動拠点のための宿泊体験交流施設を整備し、交流人口の増加を目標にしており、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	笹間地区の計画区域は山村振興地域、町全体が過疎地域に指定されており、山村振興計画と過疎地域自立促進計画との連携、配慮、調和が図られている。 また、平成20年4月の島田市との合併に伴う「島田市・川根町合併市町村基本計画」にも位置づけ調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	笹間地区では、地域活性化等促進協議会を設立するなど地域活性化には意欲的に取り組んでおり、活性化計画及び交付対象事業別概要は、関係農業者、地域住民の合意形成を基礎としたものとなっている。
事業の推進体制は確立されているか	○	静岡県及び川根町と地区自治会を中心とした地域団体とで連携をとって推進していく体制である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	交流人口を増加を目標に旧小学校校舎を宿泊体験交流施設へ整備することとしており、整合性が保たれている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は3年と実施期間は活性化計画期間内の1年で、基本方針及び実施要綱で定められた期間内であり、適正と判断した。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額は、50,000千円で 交付金限度額 50,000千円の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	廃校となった小学校校舎の改修であり、既存施設の有効利用及び事業費の低減等の観点からみて、基準を満たしていると判断した。 実施要領の運用第4の2の(4)のすべての基準に適合し、校舎利用について文部科学省との調整は済んでいる。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	本事業にて利活用する構造物の耐用年数は5年以上である。(鉄筋コンクリート造 12年 建設からの経過年数を考慮)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領中、第2の3により適正である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、1.0とみなして算定した。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は交流人口を増加させるために廃校、廃屋等を交流施設に改修するものであり、事業実施主体は川根町であるため、実施要綱等の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	受益は553人と多数におよぶものを川根町が事業実施主体となって整備するものであり、施設の管理運営組織は世間地域の活性化を目的とした団体を想定しているため、個人への交付ではない。 また、管理規定により利用されるため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	地域資源を活かした体験プログラムの検討など、都市住民を誘客する手法の検討を行なっている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣市町村の類似施設を視察し、検討を行なっており適正と判断する。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	3,000人/年・ピーク時68人/日(H22)を見込んで利用計画を策定し、施設の位置づけ、役割を明確にし利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	整備する施設の収容人数(9部屋・68人/日)と利用見込み者数(68人/日)とは均衡が取れている。 また、隣接する他市や施設周辺にある他施設との連携を検討している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	改修内容の十分な精査を行なっており、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存の施設の有効利用により、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設は交付対象としない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	購入する備品(二段ベッド等)は、宿泊交流施設として必要最低限のものであり汎用性はない。
整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	都市部住民が求める農山村特有の恵まれた地域資源を保持しており、目標達成のためには適地である。また旧小学校であったため、地区内における立地条件は利便性の高いものと判断した。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	町有地であり確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を言及)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	市町負担分は、過疎債を充当することとしており、償還計画は策定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	管理規定を策定しており、指定管理者制度を検討している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収支計画を策定しており、収入は委託料・宿泊利用料(寝具利用料含む)9,550千円、支出は人件費・消耗品費・光熱費・修繕費・委託費・雑費・通信費9,550千円で、収支の均衡がとれている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行はない。